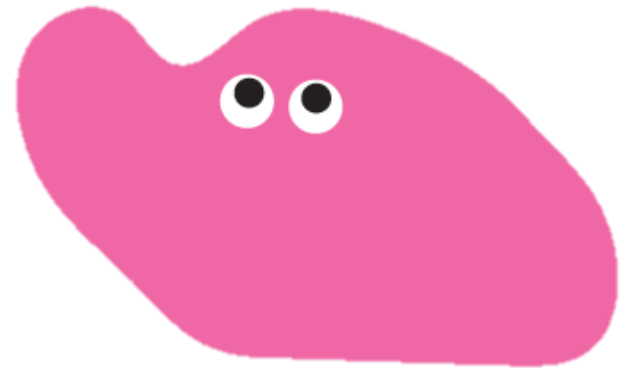


令和7年9月2日
第1回子どもの権利委員会

世田谷区子どもの権利委員会の設置について



世田谷区子どもの権利条例の改正経過について

①条例の制定

- 平成13年(2001)12月10日に、23区で初めての「子ども条例」を制定(公布)し、平成14年(2002)4月1日に施行した。
- 子どもに関する施策を推進するため、子どもが育つことについて基本的事項を定め、こどもに関する施策を総合的、計画的に実施し、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進めることを目的として制定した。

②条例の改正経過

【1回目】平成25年(2013)4月1日施行

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」を新たに設置するため、条例に「第3章子どもの人権擁護」の第15条～第24条を追加。

【2回目】平成26年(2014)4月1日施行

「子ども部」を「子ども・若者部」に変更。

【3回目】令和2年(2020年)4月1日施行

区立児童相談所設置に伴い、第12条第3項(虐待等の禁止など)を改正。

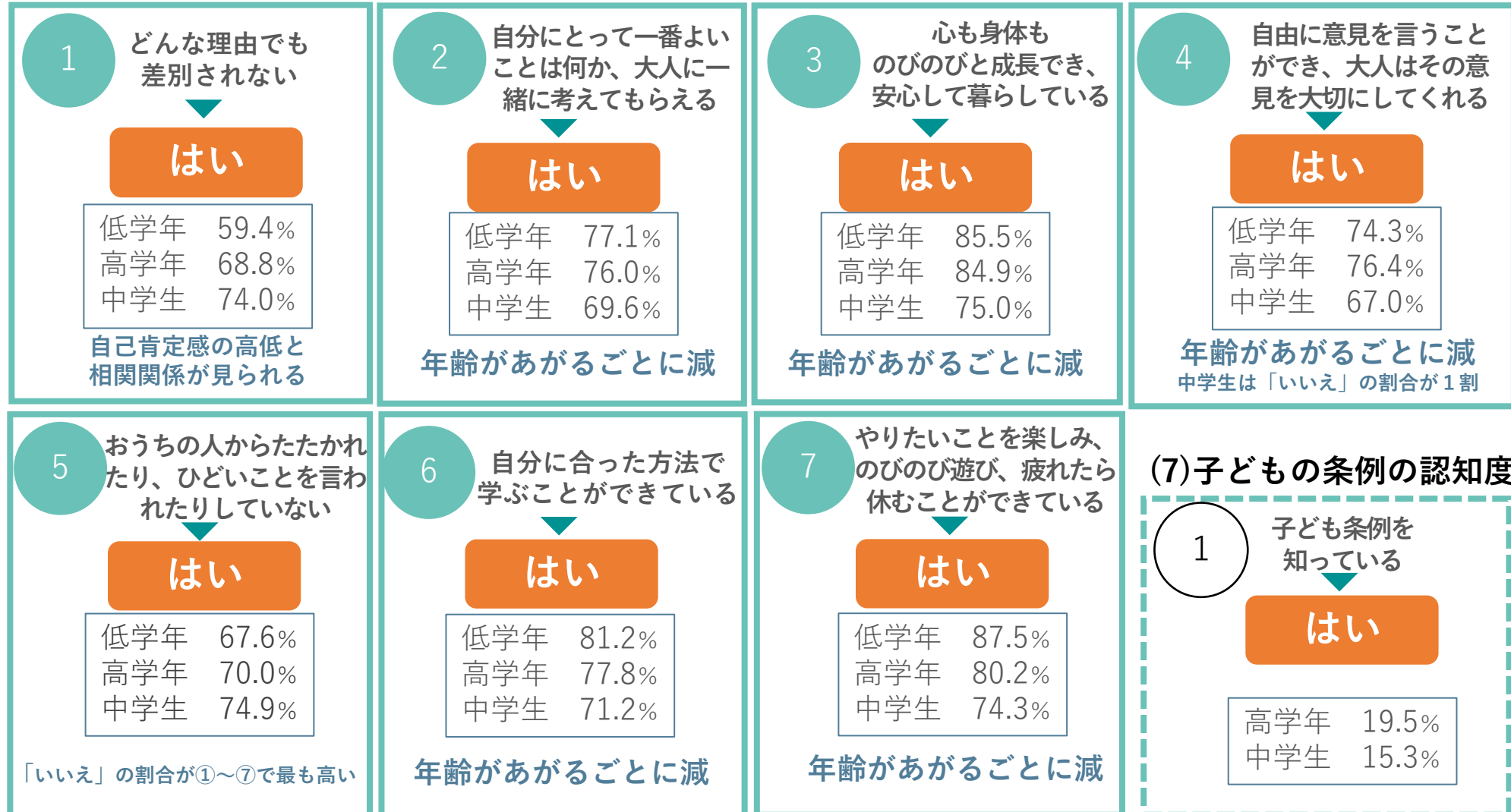
③今回の改正

【4回目】令和7年(2025年)4月1日施行

「子ども条例」を、「子どもの権利条例」へ改正。

世田谷区小学生・中学生アンケートの結果（令和5年10月実施）

(6)子どもの権利に関すること



※区立小学校に通う、低学年児童1,519人、高学年児童1,533人、世田谷区に居住する中学生3,000人を対象に調査

条例改正のきっかけ

○令和5年(2023)3月 子ども・子育て会議の報告書
「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が提出され「子どもの権利」を条例に明示する必要があるとの提言を受けた。

○子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになった。



区は、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考え、「子どもの権利が当たり前に保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、「子どもの権利条例」に改正しました。

「子どもの権利条例」のポイント

1 「子どもの権利」を具体的に明記、子どもの思いを込めた

国連「子どもの権利条約」の一般原則を規定するほか、**区の子どもたちが必要と考えた権利を具体的に規定しました。また条例全文などに子どもの思いを反映しました。**

2 子どもの権利の保障状況を第三者機関が評価・検証することを規定した

区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証する**第三者機関を新たに設置**することを決めました。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。

評価検証の進め方や、体制について具体的に定めた、

「子どもの権利委員会条例」 を制定しました。



子どもの権利委員会条例①（抜粋）

（職務）

第2条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- (2) 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

（提言の尊重）

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

子どもの権利委員会条例②（抜粋）

（部会）

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をもって組織する。

（会議の公開）

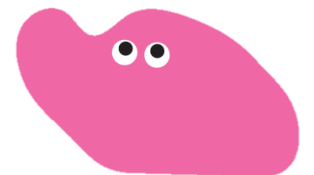
第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする



子どもの権利委員会の体制

